

○ 定期報告の対象となる「建築物」

報告対象用途	報告対象規模等		
	国が政令で定めるもの※1※2	石川県細則で定めるもの (国が政令で定めるものを除く)	報告周期
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途面積200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②対象用途面積1,000㎡超のもの ③地階かつ対象用途面積500㎡超のもの	3年
観覧場、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途面積200㎡以上のもの ③地階にあるもの	・ 同上	3年
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限り）、ホテル、旅館	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途面積300㎡以上のもの ③地階にあるもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②地階かつ対象用途面積500㎡超のもの	3年
高齢者、障害者等の就寝の用に供する児童福祉施設等、共同住宅、寄宿舎	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途面積300㎡以上のもの ③地階にあるもの	①3階以上の階の対象用途面積500㎡超かつ延べ面積1,000㎡超のもの ②地階の対象用途面積500㎡超かつ延べ面積1,000㎡超のもの	3年
高齢者、障害者等の就寝の用に供しない児童福祉施設等、共同住宅、寄宿舎、下宿	(指定なし)	・ 同上	3年
学校、体育館（学校に附属するものに限る）	(指定なし)	(指定なし)	
体育館（学校に附属するものを除く）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にあるもの ②用途面積2,000㎡以上のもの	①3階以上の階かつ対象用途面積2,000㎡超のもの ②地階かつ対象用途面積2,000㎡超のもの (①、②ともに体育館を除く)	3年
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の用途面積500㎡以上のもの ③用途面積3,000㎡以上のもの ④地階にあるもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②対象用途面積1,500㎡超のもの ③地階かつ対象用途面積500㎡超のもの	3年
展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途面積500㎡以上のもの ③対象用途面積3,000㎡以上のもの ④地階にあるもの	①3階以上の階かつ対象用途面積500㎡超のもの ②地階かつ用途面積500㎡超のもの (公衆浴場は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものに限る) (①、②ともに展示場を除く)	3年
事務所 その他これに類する用途に供する建築物 (階数5以上かつ延べ面積1,000㎡超)	(指定なし)	・ 地階又は5階以上の階の対象用途面積1,000㎡超かつ延べ面積2,000㎡超のもの	3年

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外

※2 該当する用途部分の床面積が100㎡超のものに限る。